

検 警 感 第 3 7 号
令和4年3月31日

日本消防検定協会
理事長 市 橋 保 彦

型式適合検定の合格の決定の取消しについて

消防法（昭和23年法律第186号）第21条の8第2項の規定により、別紙のとおり型式適合検定の合格の決定を取り消したので、同条第3項の規定に基づき公示します。

【参考法令】

消防法（昭和23年法律第186号）

- 第21条の8 協会又は第21条の3第1項の規定による登録を受けた法人は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る検定対象機械器具等について型式適合検定を行い、当該申請に係る検定対象機械器具等の形状等が第21条の4第2項の規定により型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等に適合しているときは、当該申請に係る検定対象機械器具等を、型式適合検定に合格したものとしなければならない。
- 2 協会又は第21条の3第1項の規定による登録を受けた法人は、不正の手段によって前項の型式適合検定に合格した検定対象機械器具等の合格の決定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により合格の決定を取り消したときは、協会又は第21条の3第1項の規定による登録を受けた法人は、遅滞なく、その旨を、理由を付して総務大臣に届け出るとともに、公示し、かつ、当該合格の決定を取り消された検定対象機械器具等に係る型式適合検定を受けた者に通知しなければならない。

（問合せ先） 感知器に関すること
警報設備部感知設備課
担当：村岡課長、安達課長補佐
電話：0422-44-7206（直通）

（問合せ先） 中継器に関すること
警報設備部報知設備課
担当：三宅課長、吉野課長補佐
電話：0422-44-7475（直通）

1 取消し対象となる型式適合検定の申請者

日本フェンオール株式会社（代表取締役 田 原 仁 志）

2 取消し内容

消防法（昭和23年法律第186号）第21条の8第2項の規定に基づき、次の検定対象機械器具等に係る型式適合検定の合格の決定を取り消す。

種 別	定温式スポット型感知器 (試験機能付)		中 継 器	
	型 式	特種（24V、0.5mA）・公称作動温度60℃ 非防水型、普通型、再用品	1種（24V、0.5mA）・公称作動温度65℃ 防水型、普通型、再用品	直流24V、外部配線抵抗50Ω
型式番号	感第11～24号	感第11～25号	中第19～6号	中第19～7号
型式承認日等	平成11年12月22日 消防許第252号	平成11年12月22日 消防許第253号	平成19年6月25日 消防許第277号	平成19年6月25日 消防許第278号
受検日等	平成25年9月13日から令和2年10月8日までに受検し合格となったもの。		平成26年4月3日から平成30年8月22日までに受検し合格となったもの。	
数 量	4, 713台	156台	3, 547台	1, 217台
製造番号	291～5012※	161～319※	2039～5585	997～2213

※ 一部欠番としている製造番号を含む。

3 取消しの理由

日本フェンオール株式会社は、上記型式適合検定において行った行為（型式承認された部品と異なる部品に発覚を防ぐ目的でラベルを貼付した行為）は、消防法第21条の8第2項に規定する不正の手段に該当するため。